

社会福祉士科通信課程

一般養成施設(1年6ヶ月)で「専門実践教育訓練給付制度・指定講座」に認定!!

指定番号/●実習対象者(実習を受けられる方) 0710013-2220021-2 ●実習免除者(実習を受けない方) 0710013-1920011-0

働きながら社会福祉士へ!! 通信制でキャリアアップ。

専門実践教育訓練給付金

最大 約36万円

給付されます。



受講費用の負担が1/3に!!キャリアアップがもっと身近になります!!

本校「社会福祉士科通信課程」は、厚生労働大臣より令和2年4月入学生から、「専門実践教育訓練給付制度・指定講座」に認定されました。この制度は、雇用保険の被保険者もしくは離職者が一定の条件を満たせば、納めた学費(入学金や授業料、教材費)の一部(最大約36万円)が「専門実践教育訓練給付金」としてハローワークより給付されます。自己負担を最小限に、社会福祉士をめざせる制度を活用し、働きながら通信制で「社会福祉士」をめざしましょう!! ※社会人、既卒者対象

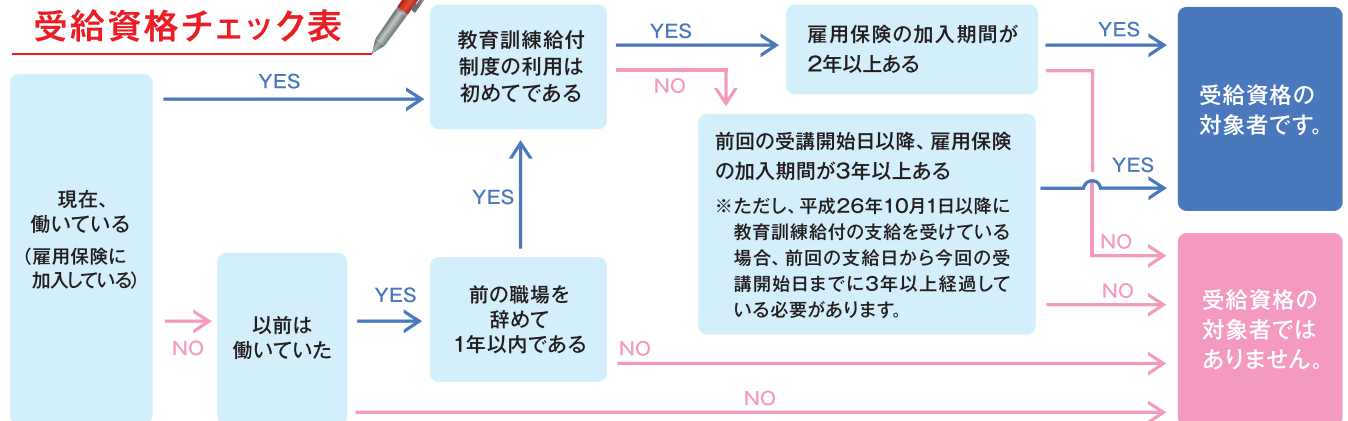
「専門実践教育訓練給付金」として最大約36万円が給付されます。

在学中	約26万円*	+	資格取得後	約10万円	=	約36万円	*1年次:約21万円+2年次:約5万円
-----	--------	---	-------	-------	---	-------	---------------------

本校2年間の受講費用(約57万円)の自己負担が、約1/3になります。

受講費用	約57万円	-	給付金	約36万円	=	自己負担	約21万円
------	-------	---	-----	-------	---	------	-------

受給資格チェック表



※働いている期間は、雇用保険に加入していることが条件です。 ※就業状況により、これに当てはまらない場合もありますので、必ずハローワークでの「支給要件の照会」をしてください。

「専門実践教育訓練給付金」申請手続きの流れ

2025年2月末まで(原則1ヶ月前) ※事前に最寄りのハローワークにてご確認ください。

① ハローワークで支給要件照会 + キャリアコンサルティングを受けて「ジョブカード」を受け取る。
※勤務状況により受給対象とならない場合もあります。※キャリアコンサルティングは60分～90分程度です。

② 受講前申請手続(最寄りのハローワークで)

※Web上から電子申請も可能です。「e-Gov電子申請 (<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)」

- 指定番号/◎実習対象者(実習を受けられる方) 0710013-2220021-2 ◎実習免除者(実習を受けない方) 0710013-1920011-0
- 教育訓練施設の名称/国際医療看護福祉大学校 ●教育訓練講座名/社会福祉士科通信課程
- 受講開始予定年月日/2025年(令和7年)4月1日 ●受講修了予定年月日/2026年(令和8年)9月30日

提出書類

- ① 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票
- ② 上記のジョブ・カード(訓練前キャリア・コンサルティングでの発行から1年以内のもの)
- ③ 本人・住所確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等、写真付きのもの)
- ④ 個人番号(マイナンバー) 確認書類
- ⑤ 写真2枚(最近の写真、正面上半身、縦3.0cm×横2.4cm)
※③・④いずれかがマイナンバーカードの場合は必要ありません。
- ⑥ 払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード

本校出願前から
最寄りのハローワークで、
受講前申請が可能です。

2025年4月に入学を検討されている方は、先に申請手続きを行うことをお勧めいたします。

③ 教育訓練給付金受給資格者証の交付を受ける。 ※後日、学校へコピーを提出していただきます。

2025年4月1日以降 / 受講開始後

④ 受講開始後、6ヶ月毎にハローワークで支給申請を行う。

※Web上から電子申請も可能です。「e-Gov電子申請 (<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)」

◎1年次 第1回/10月1日～10月31日の期間内 第2回/4月1日～4月30日の期間内

提出書類

- ① 教育訓練給付金の受給資格者証(教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証)
- ② 教育訓練給付金支給申請書
- ③ 受講証明書
- ④ 領収書

2026年10月以降 / 受講修了後

⑤ 受講修了後、ハローワークで最終の支給申請を行う。(受講修了日の翌日から1ヶ月の期間内)

※Web上から電子申請も可能です。「e-Gov電子申請 (<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)」

提出書類

- ① 教育訓練給付金の受給資格者証(教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証)
- ② 教育訓練給付金支給申請書
- ③ 専門実践教育訓練修了証明書
- ④ 領収書
- ⑤ 専門実践教育訓練給付最終受給時報告

⑥ 資格取得+雇用された(雇用継続した)場合、追加給付の申請を行う。(受講修了日から1年以内)

※Web上から電子申請も可能です。「e-Gov電子申請 (<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)」

提出書類

- ① 教育訓練給付金の受給資格者証(教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証)
- ② 教育訓練給付金支給申請書
- ③ 国家試験合格証(コピー)
- ④ 領収書(全期分)
- ⑤ 専門実践教育訓練給付追加給付申請時報告

8月1日より 願書受付!!

学科案内・募集要項をご希望の方は、国際医療看護福祉大学校社会福祉士科通信課程事務局へフリーダイヤル(0800-800-0891)またはホームページからお申込みください。

募集概要

- 入学定員/80名(男・女) ●修業年限/1年6か月(4月入学～翌年9月修了) ●取得資格/社会福祉士国家試験受験資格
- 入学要件/①4年制大学を卒業した方(福祉系大学でなくても可)。

※①で出願予定の方は32日間のソーシャルワーク実習を行うこととなります。出願前に必ずご連絡ください。

- ②4年制大学を卒業した方(福祉系大学でなくても可)で、1年以上相談援助の業務に従事した者。
- ③3年制短期大学を卒業した方で、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した者。
- ④2年制専門学校を卒業した方で指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者。
- ⑤指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者。

※相談援助の業務とは/指定された施設での相談援助業務等のことです。2025年3月31日までに規定の年数を満たす必要があります。

※精神保健福祉士養成課程における「ソーシャルワーク実習」、介護福祉士養成課程における「介護実習」を履修している方については、実習のうち60時間(8日間)を上限として実習を免除します。該当する方は出願前に必ず学校へご連絡ください。



学校法人 国際総合学園

国際医療看護福祉大学校

i-medical ANNEX
社会福祉士科通信課程

〒963-8811 福島県郡山市方八町2丁目4番10号

0800-800-0891

<http://tsushin.i-medical.jp/> E-mail i-medical.tsushin@fsg.gr.jp

アイメディカル

検索

